

放課後児童健全育成事業関係法令（抄）

## 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）

（最終改正：平成 19 年 12 月 5 日法律第 125 号）

### 第 1 章 総則

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第 2 条 この法律において「社会福祉事業」とは、第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第 1 種社会福祉事業とする。 略

3 次に掲げる事業を第 2 種社会福祉事業とする。

1. 略

2. 児童福祉法 に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法 に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

= 以下略 =

# 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

（最終改正：平成 19 年 6 月 1 日法律第 73 号）

## 第 1 章 総則

第 1 条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第 2 条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第 3 条 前 2 条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

### 第一節 定義

第 4 条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

1. 乳児 満一歳に満たない者
2. 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
3. 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

第 5 条 略

第 6 条 略

### 第 6 条の 2 略

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。=以下略=